

第1回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成31年1月18日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成31年1月18日（金）午後0時14分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 6番 保田 守君
9番 原田 素代君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 倉迫 明君
市民生活部長 作本 直美君 保健福祉部長 直原 平君
保健福祉部参与兼社会福祉課長 国正 俊治君 赤坂支所長兼市民生活課長 黒田 靖之君
熊山支所長兼市民生活部参与兼市民生活課長 入矢五和夫君 吉井支所長兼市民生活課長 徳光 哲也君
市民課長兼協働推進課長 矢部 恭英君 環境課長 大塚 暢毅君
子育て支援課長 戸川 邦彦君 健康増進課長 石原万輝子君
介護保険課長 谷名菜穂子君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主任 細川 伸也君
- 8 協議事項 1) 事業の進捗状況について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） おはようございます。

ただいまから第1回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長の御挨拶をお願いします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変御多忙の中、第1回に当たりますが、厚生常任委員会、お開きいただきましてありがとうございます。

1月、第1回目目の常任委員会ということでございます。ことしは穏やかな年明けだったかと思えます。1年通じて穏やかな1年になりますよう、お祈りしての挨拶とさせていただきます。

きょうの議題でございますけども、関係各課の事業の進捗状況及びその他の案件を用意してございます。御協議をよろしく願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、協議事項に入ります。

1番目、事業の進捗状況について、執行部の説明をお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、今回は協働推進課、環境課、それぞれ案件がございますので、担当課長より御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） それでは、協働推進課から事業の進捗状況につきまして御説明のほうをさせていただきます。

市民生活部資料の1ページのほうをお願いします。

市民活動実践モデル事業の進捗状況の御報告でございます。

この事業は、地域の活性化と協働のまちづくりの推進を目的といたしまして、市民活動団体から地域課題の解決に向けました事業を提案いただき、市と協働で事業を実施するもので、平成28年度から始めております。

まず、1つ目の桜が丘青年会さんが実施されました夏休み防災キャンプについてでございます。

8月18日、19日の1泊2日で、桜が丘小学校で開催されまして、児童、中学生ボランティア、それから桜が丘東地区の町内会、防災士の方などの協力者を合わせまして、合計102名の方が参加をされております。防災意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的といたしまして、新聞紙によるスリッパづくり、段ボールハウスづくり、非常食の体験などを実施されております。この活動を広く情報発信して、防災の意識を高めるために動画を作成されておまして、現在、市のホームページに掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、下側の赤磐市野生動植物調査会さんが実施されました事業でございますが、自然資源に対する関心を深めて自然の価値を再認識する事業といたしまして、講演会、自然観察会のほうを実施されております。2月24日の日曜日には、桜が丘いきいき交流センターにおきまして、3年間の活動経過や成果発表等を予定されております。3ページのほうにチラシをつけさせていただいております。委員の皆様にはカラーのチラシを配付させていただいておりますので、お時間等ございましたら、御参加いただければと思っております。

続きまして、2ページをお願いします。

赤磐市市民活動支援センターどんぶらこさんが実施されております、あかいわモモちゃんの知名度アップ事業でございます。

これは行政提案型の事業でございます、8月4日土曜日に中央図書館におきまして、モモちゃんが主人公の人形劇の上映、それから「みんなで考える！“めざせ「あかいわモモちゃん」スターへの道”」と題しました講演を行っております。講演では、民間企業と連携したキャラクター商品の展開など、知名度アップに向けた自治体の取り組みの紹介や、キャラクターの使用権を開放して多くの人に使ってもらう手法の提案等のお話ございました。参加者は約80名でございました。

次に、WAKUWAKU OKAYAMAさんが実施されております、赤磐発福島ひまわり里親プロジェクトでございます。

これは、東日本大震災から7年が経過いたしておりますが、復興にはまだまだ時間がかかる状況でありますので、心の支援が重要であることを踏まえまして、市民に福島の実況を報告するとともに、福島のためにヒマワリを育てることによってきずなを啓発いたしまして、福島にヒマワリの種とともに思いを送るという事業でございます。7月15日に、参加者約50人による苗植えを実施しましたが、ことしは猛暑のため枯れてしまいまして、何回も植え直しのほうをされております。何とか咲きまして、種とりをされております。3月にはこの種を福島のほうに持参される予定と聞いております。

最後に、笹岡の里の漆を守る会の漆復活事業でございます。

5月の英国庭園のスプリングフェスタ、赤坂公民館の公民館まつりに参加されまして、作品の展示やバターナイフ制作のワークショップをされております。また、1月27日か2月3日の

予定でございます、漆の植栽体験を予定されております。

以上、中間報告をさせていただきました。どの事業も市民活動団体が考えます地域課題を解決するために主体的に取り組んでおられます。

また、31年度の状況でございますが、事前協議の段階ではございますが、10団体からエントリーをいただいております、2月の審査会で選定をする予定といたしております。

続きまして、市民生活部資料の4ページをお願いします。

赤磐市男女共同参画講演会の開催についての御案内でございます。

委員の皆様にはカラーのチラシを配付させていただいておりますので、そちらをごらんください。この講演会につきましては、7月に予定いたしておりましたが、大雨の影響によりまして延期いたしましたものでございます。講師等の調整ができましたので、当初予定いたしておりました内容で開催するものでございます。「みんな輝いて生きる～シンシアの丘から～」と題しまして、2月16日土曜日の13時から1時間30分の予定で中央公民館で開催いたします。講師には、日本介助犬協会専務理事でリハビリテーション科の医師をされております、高柳友子さんをお迎えいたしまして、医師として働きながら、子育てや介助犬の理解と普及活動に取り組まれた経験につきまして、御講演いただく予定といたしております。入場受け付けは12時30分からで、1時から赤磐市消費生活センターの架空請求詐欺の寸劇や、高柳先生と県内の介助犬ユーザーの藤原智貴さんとの対談も予定いたしております。入場は無料でございます。お時間があれば、ぜひ御来場をいただければと思います。

協働推進課からは以上でございます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、引き続き環境課から御説明いたします。

同じく市民生活部の資料の5ページをお願いします。

まず、(1)赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例素案のパブリックコメントの結果についてでございます。

意見の募集結果につきましては、昨年11月26日から12月21日まで、意見の応募者数は9名で延べ38件の意見が提出されました。内容につきましては、別添資料のとおりでございます。先日、事前に本日の当委員会に先立ちごらんいただくよう、委員の皆様にお配りさせていただいたところでございますが、意見の書式でありますとか文言の一部修正をさせていただいております。それが本日お配りさせていただいているものでございまして、現段階での最終案となっております。いただきました意見を要約しますと、やはり市には許可制を原則として考えるべきであるとの御意見が多数ございました。これにつきましては、太陽光発電設備の設置を国が推進しているものであり、この設置自体を禁止する法律はないことから、赤磐市の条例としましては、届け出制を原則として採用しているというところでございます。また、適応範囲に

おきましては、事前協議等を要する対象は50キロワット以上、それ以外を20キロワット以上とすることに関し、10キロワット以上を対象とすべきであるとの意見が数件ありました。市は当初、他の自治体の例も参考にしながら、電気事業法による低圧と高圧の分類基準によりまして、50キロワット以上を対象と考えておりましたが、住宅団地などの例によりまして、良好な生活環境の保全という観点から、また国がガイドラインにおいて事業者名等の公表や標識掲示の義務づけを行っていることから、20キロワット以上を条例の目的に即し、市が指導等を行えるよう含めたところでございます。またさらに、地区や近隣関係者への説明等についての御意見も多く、地元の了承や同意を得ることの義務づけ、市の説明会への立ち会いなどを求める御意見もありました。市としましては、この条例の目的に照らし、市民の安全及び安心、地域社会との調和を図るという観点から、運用において規則により様式や添付書類を定め、詳細に地元の意向や状況等の内容を把握し、場合によりましては事業者に指導等を行っていくものと考えております。

なお、第5条、市民の責務につきましては、責務という文言を強力に、また第14条及び第15条につきましては、市としましても発電設備の適正な管理及び緊急時の措置として適正な対応を強く求めるということから、御意見のとおり変更することといたしました。

また、9ページの一番上から37ページまで、38番の御意見につきましては、この全てを1つの条例案として提出されておられますが、個別の条文の意見範囲等についての考え方をお示しすることが困難であるとのことから、9ページに集約して市の考え方をお示ししております。

今後の当面の予定でございますが、この結果をホームページにおいて公表し、条例案につきましては一部この意見を反映させ、修正等も加えながら再度調整し、現在検討中であります条例施行規則とあわせて、次回の当委員会でお示しさせていただくことと考えております。

続きまして、次に赤磐市環境センターの運転管理業務委託の受託候補者の決定についての御報告でございます。

資料5ページ、(2)のとおり、2つの提案事業者があり、そのうち受託候補者として株式会社日本管財環境サービスが、100点中68.65点の評価点ということで選定をされました。次の6ページにこの内容の報告、平成30年12月10日付で公表したものを添付しておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

環境課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） それでは、ここでちょっと市民生活部のほうの進捗状況の中身のことで質疑や御意見などがありましたらお願いします。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） このパブコメについての質問もいいわけですか。

○委員長（原田素代君） はい。そこから入りましょう、じゃあ。

○委員（岡崎達義君） そこから入る。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（岡崎達義君） じゃあ、そうさせてもらいます。

きのうでしたか、テレビでやってましたよね、大型ソーラー施設の反対運動。それから、こ
こらあたりではあそこが問題にされてましたよね、大倉団地。各住宅地にソーラー施設をいっ
ぱい置いとんですよ。

○委員長（原田素代君） 地域はどこですか、大倉って。

○委員（岡崎達義君） 殿谷の。

○委員長（原田素代君） ああ。

○委員（岡崎達義君） あそこがたくさん住宅地があいてますでしょう。あそこの住宅地へ各
敷地の中へいっぱいソーラー施設を置いてるわけですよ。そこらあたりの方はこんな予定じゃ
なかったんだということで、もう出ていかざるを得んかなというようなことを言われてた人も
いました。このパブコメなんかでも、例えば第6条で住宅地のソーラー施設への規制が緩いっ
ていうコメントが入ってますけど、住宅地それぞれの、一軒一軒持ち主が違えば、物すごく緩
い規制にしかならないと思うんですよね。持ち主が違うわけですから。そこへ全体、例えば
60坪から70坪ぐらいのどこへ1つ置く、それで隣も60坪から70坪ぐらいの、所有権が違う人が
置く。それがずうっと並んでくると、物すごい広大な施設になってしまうわけですよ。そう
いうところも考えてやっていただかんと困ると思うんですけど、そこはどうですか、市のほう
としては。大倉団地、見に行かれましたか。

○委員長（原田素代君） 御答弁。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 殿谷にあります、委員のおっしゃられている団地は何回も見に行
っておりますので、状況も確認しております。結構大規模なものを、住宅団地にしてはもう宅
地いっぱい設置しているようなものも確認はしております。委員おっしゃられるとおり、あ
くまでも国によりまして事業が推進されておる中で、直接太陽光発電設備に対する規制、禁止
をするような法制度では今のところはないというところで、御心配になられている件につきま
しては、最大限、今回の条例案、それからまた次回の委員会で示させていただく条例施行規
則、その辺と実際の運用相まって、市のほうもそういう問題点には検討していきたいと考えて
おります。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 今回、条例が出ますよね。この条例施行前にいろいろされてるところ
ってというのは、条例が適用されない可能性はあるわけですよ。ですから、大倉団地なんかっ
てというのは、それぞれ各所有権が違うから、勝手にやられていって、あといろいろな問題が起
こってきたときも、この条例が制定されてからのものだったらいいですけど、それ以前のもの

だったら、問題、いやもうそりゃあ知りませんよって言われればそれまでじゃないですか。そこらあたりの規制っていうのも、やはりある程度かけていかざるを得ないんじゃないかなと思うんですけど。大倉団地も今何軒ぐらい入ってるんですか。かなり数入っていると思うんです。そのすぐ隣にソーラー施設があると。きのうもカメラで入ってずっとやってみましたけど、かなり大規模にあそこはされてるんですよ。だから、住んでる人にとっては、最初は、今のところいいかもしれませんが、いろいろな問題が出てくると思うんですよ、長年たつと。そこらあたりの規制っていうのも、ある程度条例の中へ盛り込むべきだと思うんですけど、どんなですか、そこらあたり。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 適用の日付に関してでございます。附則の経過措置の第2項に第7条から第13条まで及び第17条第2項1号から第3号までの規定は、この条例の施行日前に着手している設置事業については適用しないということを書いております。条例のこの趣旨等々、目的も含めまして、そういうものについては、この条例の趣旨を反映させるような既存の施設についてもそういう指導なり監視というのは市のほうも考えておりますので、その辺の運用で図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 条例なんかでもある程度緩くしておかないと、余りにもぎちぎちになってしまうと適用できないってことがありますので、やむを得ない部分もあるんだとは思いますが、何言っても住んでいる人が先ですから、だから住民の方が快適に生活が出来るような方法をやはりとってあげないとだめだと思います。そこらあたりも条例制定、あるいは施行のときにはしっかり考えてやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（原田素代君） その他、いかがですか。

福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） この条例のことなんですが、今、住宅地のことで、私がちょっと見たのは、桜が丘東の地域が結構ふえてるんですけど、この20キロの範囲で、それがもう全部大体適用されるのか。10キロにしてほしいというのは、そのあたりが、20キロじゃあいかんのかな。

それから、もう1つ、例を挙げますと、赤坂の多賀の地域の県道を走ってたら、もう最近、特に田んぼに小型、小さい分が、もう至るところなんですよ。住宅があつて、田んぼにあつちもこっちも物すごふえてきて、景観がちょっとね。ある程度規制がないと、景観が台なしになつとるなと思った。それから、近くの民家の方は、いつできるんか話もなくて、こうできると

わけですよ。そういう状況があるんで、やはり10キロという提案というんか、それされた人はそういうところの心配もあるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 発電出力の適用範囲のお話でございます。

市の考え方としてお示しさせていただきましたとおり、通常、他の自治体、それから低圧、高圧の分類基準から、市は50キロワット以上という条例で当初は考えておりました。そういった中で、委員おっしゃられるような住宅団地の問題等々もありまして、国の事業計画策定ガイドライン、こちらの国が公表している事業者名等の公表しているもの、それから標識掲示の義務基準、こういったものに合わせて、20キロワット以上というところにしたところでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 国のようにされとんですが、現に質問したように、桜が丘の地域なんか全て20キロだったらそれが適用されるのかどうか。それから、赤坂の多賀のように、小型のそういうものがあちこちでき過ぎて、その辺の制限、指導、この辺がもうそのままになるのか、そこが心配なんです。国の基準はあったとしても、進んでる自治体というのは10キロとかもっと低く、その自治体の考えとしてしてるとこもあるんですよ。だから、やっぱり市民が不安を抱かないように、せっかく条例ができるんですから、そのところがちゃんとできるかどうか、ちょっと不安なんです。その御答弁お願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 国が公表している情報を見ますと、住宅団地の大体の設備と申しますか、20キロワット以上のものが多いように感じております。そういったところも含めまして、条例の目的、それから第4条の事業者の責務におきまして、地区及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならないということを明記しております。こういったところをもちまして、市のほうも、何か問題点があれば、この条例の運用において適正にされるように指導等は行っていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 業者のほうはもういかにつくろうかというところですから、そのあたりも、そしたら20キロ以下だったらつくれるなというふうなことを考える方もあるとは思

うんですね。でも、そこにきっちり目的に合うような指導をきちっとされるということですね。だから、今以上に住宅地の人に不安を与えるようなことはないというふうに考えていいのか。

それから、多賀の地域を例に出したんですけど、本当にあそこ通られたら、ここ最近もう、あっちもこっちも物すごふえたなというふうに思って、そこへ住んでる方が知らない間に、はあできてるといふようなことなんですけど、そういう住民が不安を持ったときには、意見を市のほうへ言えば業者のほうへ通じるんかどうかな、その辺はどんなでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 御質問にお答えします。

市のほうも、この条例の運用につきましては、おっしゃられるとおり、安全・安心、目的のとおり、そちらを全うするように指導等行ってまいります。10キロワット以上のものにつきましても、国の事業計画策定ガイドラインには遵守事項等々定めておりますので、市のほうも窓口となって、国のそういう指導もお願いしながら、市のほうも事業策定ガイドラインの運用において、指導もしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） よろしくお願ひします。

○委員長（原田素代君） いいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） それからもう1つ、発電事業終了後の適正な措置という第14条があるんですけども、例えば九州電力は、ソーラーシステムからの発電事業を、事業者からの買入れを、今、控えていますよね。要するに原発を推進しなければならないというもとの、買電を控えているという話ですが、第14条で事業者は原状回復に努めるともにあってあるんですけど、これ例えば、その事業者が経営困難になって他の事業者に経営を譲ると。そういうことが二、三回繰り返されると、追跡ができなくなるわけですよ、どの事業者がやってくるかっていう。そういう場合の責任っていうのは、どういうふうに見とられるのかっていうことです。追跡ができるような形で条例もつくらないと、もう徐々に徐々にそういう業者がふえてくるんじゃないか。人口が減ってくればくるほど、電気の需要も減ってくるわけですし、減ればこういう買電も控えてくるようになるでしょうし、そういう場合に、終了後の適正な措置っていうのはどういうふうにかえとられるんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 事業終了後の適正な事業者の事業活動の確保に関しましては、まず計画段階、設置の届け出があるもの、条例の対象になるものにつきましては、規則等、書類

を整備しまして、事業計画、それからどういったことであるのか、そういったものを求めていきたいと考えております。実際、事業が終了しまして、その後、事業転売等々があるような物件につきましては、当然、追跡調査等はしていくんですが、条例と、それから規則の運用の中で適正にそのことには当たっていききたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） こういう施設をつくった場合、2年や3年では終わりませんよね。やっぱり10年、15年、20年っていうふうになってきます。その間に、やはり徐々に徐々に経営者もかわっていくかもしれませんし、経営主体もかわっていくかもしれませんが、そういう場合も、きちっと追跡できるような形には規則の中ではなってるわけですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 今のところは、ちょっと規則自体にその辺を明記はされていませんが、ただ運用の中において、内部的にもそういう事業者の転売とか、それから事業終了後の発電設備の廃棄、それから原状回復、その辺についての追跡を確実にするという意見も出ております。その辺につきましては、今後、考えていきたいと。この中にどう運用に盛り込んでいくのか協議したいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ぜひそういう協議をして、規則とかいろいろな形でやっていただきたいと思います。家屋なんかでも、今、物すごい空き家がふえてますよね。所有権が不明な家屋、あるいは土地っていうのがふえてきてますけれども、こういう施設なんかっていうのは、いざ会社が傾き出したらほったらかしで出ていくっていうことがあり得ますので、するともう膨大な量の産業廃棄物が出てくるわけですよ。それを今度、片づけるとなれば、市のほうの負担ということもあり得るわけですから。しかも100万円や200万円では片づかないっていうこともあります、何億円ってかかることもありますから、そこらあたりはきっちり考えてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） その条例について、審議会というのはつくるんですかね。

そのことと、それから抑制地域というんか、それがああるけど、それは具体的にはどこどこ書いてましたかね。そこの2つをお願いしたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） まず、審議会についてでございます。審議会につきましては、第

19条に審議会の設置をうたっております。審議会を置くと。詳細につきましては、条例施行規則のほうで組織、その辺のことをこれから定めていく予定としております。

それから、抑制地域、こちらも規則で定めるという条項に、第7条のところになっております。こちらにつきましても、どういった区域になるというのを条例施行規則で定めていくことを考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 規則というの、まあ、この条例と規則がセットでしたほうがいいとは思いますが、規則というのは、3月の議会でもうそのときに出してそこで審査をするようになりますかね。ちょっと確認です。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 規則につきましては、執行部のほうで策定をさせていただき、告示、公告等々、通常の例規となりますが、条例施行規則案につきましては、先ほども御説明のとおり、2月でこういったものを考えていますと。で、条例とあわせ持ってこういう運用がされていくというようなものをイメージしていただければと思い、次回の当委員会でお示しをさせていただく予定としております。規則につきましては、議案といいますか、審査いただくような手続にはならないと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そしたら、2月の閉会中の委員会に出すということですね。

もう1つ、最後、池の件なんですけど、今回は使用料やこうが考え方が違って、以前は池の分は占有料で計算されてたんですが、今度は違いましたよね。その考え方をちょっと、どうしてそういうふうになるかというのを聞きたいんです。というんが、赤磐で唯一、沢原が池の上に出されて、この間、水が減ってしまって、もうのり面のほうからずっと下がって行って、真ん中のほうが上がったりで、やっぱり水の分でパネルがそういう状況になって、本当にその池の管理で、そういうものが上にあつた場合に池の管理が正常にできるのかどうか。

それから、ここの中にもありました。地震やそんなのが起きたら、一番にそのあたりが大変になるんじゃないかというふうな意見も出されてましたように、池については特に抑制の辺に入れるのかどうかわかりませんが、その使用料についての考え方が今回変わりますけど、そこをどういうふう考えたのか、説明願いたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 池のお話、法定外公共物の占有に関してのお話でございます。

素案の段階では、附則の第3項及び第4項におきまして、関係条例の一部改正を同時にするというような案になってございます。こちらにつきましては、池が法定外公共物で、行政財産に準拠すべきものだというような考えから、行政財産使用料徴収条例をもとにこちらに準拠するような形に変えるというふうなことで、改正を考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） だから、そういうふうに条例をつくってするんですけど、以前の考え方とどうして今回変えたのか、その考え方を教えてほしいんです。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 市としましては、法定外公共物の占用につきましては、従来からは水路の上の床板であったり、大体小規模なものを中心に想定をしていたところでございます。昨今、太陽光のような大規模なものというのを余り想定していなかったというところで、こういう大規模なものが出てきて、何が適正かというようなのを考えたときに、行政財産使用料徴収、こちらのほうと準拠するのが妥当であろうというような考えのもとから、今回、改正をするに至ったところでございます。

それから、済いません。先ほど言い忘れたんですが、池のパネルが、水が引いて大丈夫かというようなお話でございます。業者のほうにはすぐ確認をさせていただいておりまして、運用上、業者も点検をしておりますし、問題はないというような回答を得ております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今回、使用料について、大規模なんで、今回のようにまた考え方を改めて法定外公共物の分にするのと、それが適正だろうというふうに判断されたんですけど、その辺はどういうふうに検討されてそちらのほうに適正なんかというのを、もう少しちょっと、理解できるように説明願いたいということと、それから業者のほうは水が引いたときにそうなるも大丈夫と言われとんですけど、そういうことが何回もされた場合に、本当にそれが安全なんかどうか。それから、専門家も多分指摘されてると思いますが、そういう池なんかの堤防というのが、地震なんかのときには一番に大変になるんじゃないかというふうなことも考えられますが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 占用料の変更の考え方につきましては、もう先ほど御説明したと

おりでございます。従前は、法定外公共物の占用に関しましてはそういった小規模なもの等々しか想定していなかったところが、太陽光発電設備といったようなそういう大規模なものが昨今出てまいりました。で、それに照らして、何がいいのかということで検討したところ、行政財産使用料徴収条例に準拠するほうがいいだろうということまでしております。

それから、池のソーラーの安全性につきましては、事業者にはそういう回答を得ておりますが、市のほうも今後もそういう御意見もあります。順次確認をして、適正にされるように、安全性も確保されるように確認をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 50キロワットじゃったんが20キロワットというてここへ、市としたらっていう考え方が出とんですけど、コメントのほうじゃあ、やっぱり10キロワット以上とすべきであるというようなことでここへ書かれとんですけど、一般的に考えて、団地とか宅地の部分へ設置しとるのは、意外と10キロに相当する設備が多いと思うんですけども。ここへ20キロワットとしたという、僕は10キロでもいいんじゃないかと思うんじゃないけど、10キロじゃなしに20キロにしたという理由を聞きたいんと、大きい50キロとかという国には国の基準というのは、規模があつてここへ数字が出とんだと思うんで、やっぱり地方の町でやる、こういう一般の小さい開発というのは、それにはそこに合うた条例や規則があつてええと思うんです。その状況に合うたもんが施行されるべきじゃなと思うんで。一般の免許でも何でも、法令でもなんですが、軽四なら軽四の基準があるように、高級な乗用車には高級な乗用車の基準があつて、それが施行されてやっとなるように、うちに、地元合うたような、パブリックコメントで出とるような形にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

それから、1つの団地で考えたときには、10キロが10カ所ありゃあ、かなり大きなもんになっていくわけで、そういうなときに個々の小さい開発がばらばらで起きてもええようなくくりが、小さいもんに対応ができるようなくくりが要るんじゃないかねかなと。2つありゃあ、はあ20キロですが、そこを考えたときには、小さい部分で皆さんの心配事を払拭できるような、何か、10キロなら小さいやつで対応できるということで、そうすべきじゃないかなと思うんですけど、なぜ10キロじゃなしに20キロという結論が出たんかなと。ちょっと、そこら辺をお聞かせ願いたいんですけど。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） どうして20キロワット以上の発電出力を適用範囲としたかという御質問でございます。

20キロにした理由としましては、もう先ほど御説明のとおりでございますが、もともと土地所有者にも所有者としての権利というものがございまして、営業活動なり土地を活用する権利というものがございまして。そういったところも見据えながら、20キロワットという境界を、先ほ

どの説明に相まって出ささせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） これ検討して、まだ10キロということも検討できるんですよ。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 現在のところは、もう20キロで素案のほうはつくらせていただいております。先ほど御説明のとおり今のところは考え方でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 団地の中でいっぱいあったら、10キロ以下のやつがあってももう40キロや50キロのくくりになるんで、その1個1個を、やっぱりそりゃあもう統一してえたほうが簡単でいいんじゃないかなと思うんじゃないけど、僕は。

それから、岡崎さんがさっき言われとった、業者が潰れたりいろいろ変わったりしていくという中で、確実に引き継いでもらえればいいんだけど、社会状況で太陽光そのものが今みたいに注目の中でというもんじゃなくなれば、災害なんかでもうパネルが、工事いろいろ見とって、強い風が吹いて大きな災害が来たら、あのパネルが全部ひっくり返るようなケースがあると思います。それから、この間の災害でも、岡山でも太陽光の業者が、山へ設置しとるんが、平らな部分、削った部分、押し出した部分なんかがある。押し出した部分が土砂が沈下して、太陽光がもう壊滅的になったところもあります。そういうときに、直す力が、今の買い取りの金額で経営的に直していけるという形になればいいんですけど、これからは金額が極端に下がって行って、もう方向がはっきり出ていますが、そのときにほったらかしに、もう途中でしてしまうケースが出てくるんじゃないかなというのが懸念されるんで、そういうときに、住宅地の中なんかだったら、ぱっと業者にとにかく、後処理全部というんじゃないけど、きちっと太陽光のパネルなんか、そこら辺へ飛び散ったようなもんとか、ばらばらになったようなものを片づけて、今設置しとる土地の中へでもきちんと納めさすようなマニュアルというんですか、決まりというんか、大きな決まりはこのくくりの中へあるんだらうけど、何か最近起きとることを見たら、そんなケースはあります。だから、それを手つかずのまま置いとるから、もう何ぼにも皆さんかなわんという。だから、そういうなときには、事前にその業者に、そこを全部撤去してしまうというんじゃないしに、パネルはパネルで重ねて、骨材は骨材でそろえて、土地の中で片づけて、最低限度の迷惑がかからんような決まりとかというのを、わかりやすいやつをぜひ、マニュアル的な規約でも何でも決めてほしいんだけど。そうせんと、そういうところがふえてくると思うから。ちょっと、その辺の考えを、私の考えなんですけど、そこら辺、事業が頓挫してもうほったらかしになった場合の考え方というのを教えてください。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 事業が頓挫して、途中やめになって、その後の原状回復等々のことでございます。

国が定める事業計画策定ガイドラインによりますと、廃棄物の処理の仕方でありまして、細かくその辺の指導というか、細目が決まっております。ですから、それを用いまして、市のほうもその適正な運用、それから条例施行規則等々で適正に指導していくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 形だけじゃなしに、市の職員が行って片づけるというわけにはいかんのだらうけど。何かもう、とりあえず片づけてもええような、職員が行って片づけても構わんですよ。そういう、空き家でも何でも決まりであるんだけど、物ごとが進まんという歯がゆさというのをいつも見とんで、何か実質的にこんなことが起きたらこういうふうに対処するんじゃないかという。課長以下、職員が行って片づけてもええですわ。国のくりに沿うていきよったら何にも物事が進まんことが多いんで、国は大きなもの考え方を示しとんだけど、ただ我々が直面するのは、ほとんどの場合が小さな団地の出来事みたいな、そういうとこに適材適所ではぱっと、形としたら、もう我々がそこまでやるんだみたいな、文面の上だけじゃなしに、ぴちっと態度で示すようなことをしてほしいと思うんですけども。ぜひ、赤磐市はこうなんだというやつをやってほしい。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 市のほうが出て行って直接ということは想定はしてないというか、できないと思いますが、現状とか、それから事業者の状況、現場の状況、そういったものを加味しながら、適正に条例の目的、それから事業計画策定ガイドライン、こういったものを駆使しながら、状況に合わせて対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 最後に、10キロはもう一遍検討してみてください。よく考えたら、そこへたどり着くと思うんで、よろしくをお願いします。

○委員長（原田素代君） 保田委員、委員会としてそういう議論をして、委員会としてそういう附帯決議だか、まだパブコメの段階ですから、委員会としての総意として出すならそういう議論をしたらいいと思うんですけど、どうでしょうか。ここで諮りますか、皆さんに。

○委員（保田 守君） そうです。

○委員長（原田素代君） わかりました。じゃあ、それはちょっと後でまたしましょう。

その他の部分で皆さんのほうからありますか。

○委員（岡崎達義君） その他で。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 先ほどちょっと出たんですけど、環境美化条例なんですけど、この環境美化条例と、それから今回出てくる条例とのすり合わせっていうんですか、そこらあたりはどなってるんですか。環境美化条例を改正しなければならぬ部分も出てくるんじゃないかなと思うんですが、そこはどなってるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 現在のところ、環境美化条例、該当の箇所が想定できませんが、再確認しまして検討したいと思います。御意見ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） その他、どうですか、皆さんのほうで。

じゃあ、ちょっと私のほうからも何点かささせていただきます……。

○副委員長（福木京子君） 委員長、交代で。

○委員長（原田素代君） いいですか。交代してください。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） まず最初に、今回のこのパブコメの結果の表面のところ、1ページのところの第3条、業者の財務状況と暴力団関係者との関係の有無、これは市の責務として調査をすべきじゃないかという意見がございますが、これに対して第9条の協議及び規則で運用をしまいりますっていうお答えがあるんです。で、第9条を見ると、財務状況とか暴力団関係の排除をするというようなことが特段書いてないんですが、これは第9条をどういうふうに読み解けば理解できるのか、説明をまずお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 第9条の運用につきましては、協議等におきまして、事業者のほうへ提出していただく書類の関係を定義しております。その書面の中に細かく、この第3条の御意見のような項目はございませんが、様式等にこの内容を加味したようなものを記述することを現在のところ検討しております。そういったところで運用していくというお答えでございます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 財務状況もそうですけど、この暴力団問題っていうのは、具体的に

うちの市議会議員のある方が被害を受けて、それを議会のほうにも報告しているわけです。暴力団関係者の当事者が、私は暴力団でございまして書面に書いて出すわけじゃなくて、そうでなくても今も問題になってますけど。だから、そういう調査、バックグラウンドとか、もう少し言うと、財務状況も含めて、過去の経歴ですとか、そういうことはここで第3条に市の責務とあるわけですから、それは市の責務でしょうということなんです。だから、特に暴力団関係の問題について排除するという、どこかうったてを入れとかないと、提出書類で審査するなんていう案件ではないですから、これは。それはきちっとしてほしいんですが、どうでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 書類上は提出書類で審査をさせていただきますが、当然、やりとりといいますか、いろんなことを聴取したり、こちらの運用上のことも話したりというような中で、必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 具体的に、その該当者の議員の方が市のほうにも報告してるっていうことなんですけど、これについて調査ができましたか。一応、書面をパブコメに、ここには省かれていますけど、何月何日にどういう電話のやりとりがあって、こういう被害を受けてるっていうことも、私は書きました。ですから、それを執行部の方は読んでらっしゃるはずですが、それについて調査ができましたかって聞いてます。

○副委員長（福木京子君） どなたがお答えされますか。

○委員長（原田素代君） 調査したかどうかをまず聞きます。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 今の御発言は、この条例に関連した御発言でしょうか。再度、確認をさせていただきます。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） お読みになってるかどうか、まず聞きたいんですけど、パブコメの中に、特定の議員の方が被害届を出されてると。何月何日にこういう事案がありましたってことは書いてあります。そういう問題が具体的に出た以上、条例の中にそういう問題について対応できるような、第3条の市の責務が当然そこで動かないと意味がないだろうと。だから、私はその問題について、そういう申し出があったことについてどういうふうに市はされましたかって。で、具体的に暴力団対応はどういうふうにされますかって、その2点を聞きます。

いや、したかしくなかったでいいですよ。聞いてますけどしてませんなら、それでいいです

よ。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） そういった御相談がございましたら、条例については対応させていただきますし、調査というのがどこまでが調査かあれなんですけど、そういう御相談はお受けいたしました。

○委員長（原田素代君） え、受けたんですか。

○副委員長（福木京子君） いや、だからちょっとはっきりしてください。そういうふうを書いて申し出されたということで、その相談はちゃんと目を通して受けられたんですか。

そしたら、暫時休憩といたします。

○委員長（原田素代君） 10分ぐらいとっちゃおう。1時間たったから。

○副委員長（福木京子君） そしたら、10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○副委員長（福木京子君） それでは、休憩前に続いて会議を再開をいたします。

答弁を、どういうことかわかりやすく御答弁願いたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 先ほどの暴力団等の相談を受けたという関係の御質問でございます。

暴力的な発言を受けた等々、暴力団に特定されるかどうかというところは不明でございますが、暴力的な発言を受けて、不安にすごく感じられてるという御相談は受けております。その件につきましては、警察に御相談をお勧めしまして、うちのほうもおつなぎをさせていただいたところでございます。

これを制度の中に盛り込む件に関しましては、関係法令等の関係もあります。そういったところも踏まえながら、考慮できるかどうか、その辺も踏まえ、またどこまでということもございますので、その辺を検討させていただきます。ということでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） わかりました。それは最善の策をとってください。

もう1つ、ここで言っているのは、財務状況は調べることになるのかどうか。要するに書類を提出してもらおうということなんですけど、実は以前、一般質問で本会議場でも申しましたけども、もうこの裁判は終結しているそうですので問題はないようなんですけど、その裁判資料によりま

すと、今、沢原を運営している事業者さんのほうから、この裁判資料のほうにこういうふうに出てますよね。現在の事業収支における20年間の累計税引後利益がわずか1億2,000万円にすぎず、仮に本件ため池における占用料全額、20年で1億円以上支払った場合、利益額はほぼゼロとなり、上記のようなリスクのある事業としては全く成り立たなくなり、事業者としては事業を断念せざるを得ないというふうに裁判資料に記載がありますが、私が言ってる財務状況を調べるといのは、さっきから多くの議員が疑念を持っている、20年後の撤去費用の、要するに保険であるとか、そのための積み立てであるとか、いわゆる財務として20年後も責任を持ってこの会社に運営ができるということを見きわめていただかないと、さっき保田委員、具体的におっしゃったけども、突発的な事故があつて、そのための工事費も要るだろう。20年後も工事費が撤去のために要るだろう。そういった想定した中で、どれだけその業者さんの財務が健全なのかっていうことは、これはまさに市の責務として、さまざまな資料を出していただくということですから、していただく必要があると思うのです。その財務状況をどういうふう、今申し上げたように、20年後の処理まで含め、途中の事故やなんかが、想定ですから何掛けかになるでしょうけど、それらをちゃんと担保する財務についての報告は求めるか求めないかを、まずお聞きします。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 設備の適正な配置に関する確実性の担保資料のことであると思います。これにつきましては、ちょっとどこまでのものを盛り込むか、今協議中ですが、施行規則の中の様式において、可能な限りその趣旨を確認できるような資料の提出を運用上、求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） それは規則で定めるという意味ですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） はい。規則の中でどれだけ様式の中に項目として盛り込めるかによって、確認できるような措置を検討したいと思います。

以上です。

○副委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員長（原田素代君） はい。では、もう1つ、いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 附則のところの、さっき福木委員も心配されていた占用料の見直しをされました。しつこく福木委員が何で変えたのかっていう背景や意図を聞いたんですけど、

あくまで法定外と赤磐市の施設利用とその整合性でこういうふうになったという説明でした。ただ、私はこの裁判資料を読んで愕然としたんですけれども、要するに収益が上がらないような業者さんが、この20年間で1億円以上のため池占用料、旧のです。今のというか、だったらできないけど、それがなかったら事業をします。まさにそういう事業所さんの立場を主張されてるわけですよ。1億2,000万円の収益に対して1億円以上払ったら2,000万円で利益はほぼゼロとなると。そりゃあ、当然、その2,000万円の中でもさまざまな事故の場合の対応などを考えたら、やったけど損したなということになるというふうに業者さんは告白されてるわけです。そうすると、もう既に市長さんは、この見直しをする前に、平米200円という費用を減免してしまいました。そういう業者さんの都合を配慮して。それで、今改めて条例をつくる段になって、1000分の36という金額を整合性を保つためにやると。これはちょっと余りにも付け焼刃としか思えない。それだったら、沢原をやる時点で、当然1000分の36に見直した上でやるんなら筋は通りますけど、最初に無料にしてしまった、平米200円を。で、裁判起こされた。裁判起こされた結果、1000分の36にしてしまったというふうにはしか読めないんです。そうじゃない理由がどこかにあるのかもしれない。それをお尋ねします。

○副委員長（福木京子君） だから、ここで使用料が変わるわけですから、今質問されたことについて、御答弁願いたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 法定外公共物管理条例の一部改正の件でございます。こちらの理由につきましては、もう先ほど御説明をしたとおりでございます。条例を制定するこの機会に、行政財産使用料徴収条例の例に準拠しまして運用するというふうに、このタイミングで改正をさせていただくというようなことで、今回させていただいております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 部長と課長はこの裁判資料をお読みになってますか。この事実を知ってるかどうか、お答えください。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 裁判資料全てに目を通していることはできておりません。

○委員長（原田素代君） え。じゃあ。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 先ほど私が読み上げた、20年間の利益が1億2,000万円にすぎず、20年間1億円以上払った場合、利益はほぼゼロで全く成り立たなくなる事業であるので、事業を断念せざるを得ないという文言の書いてある文章はお読みになりましたか。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） その部分は目にした記憶はあります。

○委員長（原田素代君） ああそう。

じゃあ。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） っていうことは、私が疑問だと言ってることは理解していただけると思うんですけど。要するにもう万歳する状況の業者さんが、この20年間で1億円以上の占用料が免除されたらできると。それで免除したと。免除したけど、理屈をつけるために条例つくって、ここで1000分の36という格安の料金設定をすることで、沢原さんは100%ゼロ円になったけど、今後もそういう有利な状況で赤磐市の収入を目をつぶって、我慢してもしようがないと。だから、今、私が言ってるのは、大窄課長が何度も繰り返す法定外公共物管理条例を見直して行政財産使用料徴収条例にあわせたと。あわせるに至った経緯が、この裁判資料で出てこの文言から来てるものじゃないですかっていうことを聞いてるんです。それだと、赤磐市の本来入るべき収入を業者の事業を進めるためにそちらを優先したということになるわけですよ。それ、おかしくないですか。本来、市長としては市の収入を努力してふやさなきゃいけないお立場で、で、業者さんが万歳しちゃうんだったら、じゃあただにしてあげましょと。そして裁判起こされた。そしたら、今度はこういう形で公共物財産使用料と行政財産使用料の調整でしたという理由で変えたと。市民にはちょっと納得できない理由なんですよ。市長、どうお考えですか。

○副委員長（福木京子君） 答弁は、一応、市長聞かれてるんですが。これは、裁判にもなっているとされてるんで、やっぱり市長が御答弁。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（福木京子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） この裁判と今回の条例制定は因果関係ございません。裁判の沢原池については、そのときの判断で行ったものでございます。今回の太陽光発電の使用料については、先ほど課長が説明したとおりでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） お答えにならないし、それ以上、お答えを求めてもしょうがないのでしませんが、私はぜひこの平米100円から200円というのは、また別の裁判資料に出ていまして、それを見る限り、決して今までの200円というのが高額ではなくて、100円も200円もありました。全国の市が出した資料ですよ。当然無料もありましたけど、100円、200円もあったんです。ってことは、別に100円、200円でやれば、100円にしましよかぐらいのことなら、ま

だ私たちも許容できます。だけど、1000分の36に一遍にそうやって下げちゃうっていうことが、当然、この裁判との絡みで影響してたとしか想定できないので、私としては、行政財産使用料徴収条例を変えて、1000分の36にするということについては、赤磐市の収入が大きく損なわれるので、従前どおり平米200円で法定外公共物管理条例のとおりを設定していただきたいということを重ねてお願いしたいんですが、いかがですか。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 大窄課長の説明をもう1度だけ改めて御説明させていただきます。

ため池、こちらは法定外公共物というものに当たります。この法定外公共物の管理条例の中で占用料というのは、合併当初、1平米当たり200円ということで定められておりました。こちらにつきましては、先ほど課長も申しましたが、一般的に臨時的に水路にかける床板ですか、そのようなものを想定しておりまして、当時はこのような太陽光、大規模でなおかつ長期的にこういうふうな占用するようなものについては想定もしておりませんでした。それが今の状況になりまして、そういうものもあり得るであろうと考えたときに、何が適正かということをあわせて考えようということになりました。太陽光条例をつくるに当たって、今後もそういう状況が出てきたときに、一番何がふさわしいかということを考えれば、やはり他の行政財産の使用料と合わせるべきではないかと。さらに行政財産と合わせた中で、今、行政財産が1月当たり1000分の3でございます。これを年額にして1000分の36ということで、根拠もそういう形で考えさせていただきまして、そこには不整合はないとこちらは考えております。タイミング的に、今この太陽光条例を考えるに当たって、その部分もあわせて検討すべきかということで、担当課、それから関連課、いろいろあわせて検討した次第でございますので、そちらは御理解をいただきたいと考えております。今、委員がおっしゃった御意見のほうは、一応委員長の御意見ということで伺っておきたいとは思いますが。

以上でございます。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 条例の理解のことだけ確認します。今までは、法定外公共物管理条例の中にため池は入ってました。しかし、これからは行政財産使用料徴収条例にため池は全部移ったと考えればいいんですね。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 財産の性質は変更はございません。法定外公共物は法定外公共物です。

○委員長（原田素代君） ですよ。

○環境課長（大窄暢毅君） はい。法定外公共物の占用条例の条文、ここの附則にありますように、法定外公共物管理条例の条文の中に、太陽光発電設備設置につきましては、1平方メートル当たり、占用に係る土地の評価額の1000分の36に相当する額ということで書かれるものでございまして、ため池が行政財産に移行するというようなものではございません。

以上です。

○委員長（原田素代君） わかりました。

次、いいですか。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） もう1点、ちょっと大事なところを確認したいんですけど、皆様おっしゃっていた、ページでいくと4ページの第14条、発電事業終了後の適正な措置、ここ確認ですけれども、パブコメでは事業区域を嚴重に回復するとともにという提案でした。ということで、それに対して、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護の観点から、御意見のとおり義務づけることとしますと書いてあります。それから、その下の緊急時の措置も義務づけることにしますと書いてありますが、具体的にはどういうふうになるのかだけ、教えてください。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 済いません。ちょっとわかりにくかったかもわかりません。その25番の1つ目の御意見です。「回復するように努めるとともに」というのは、事業区域を原状に「回復するとともに」、もうこの表記のようにさせていただくということでございます。要は、原状に回復するよう努めると書いてましたが、原状に回復するとともにというふうな表記にさせていただくということでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 「とともに」などという表現は、義務として誰も受け取らないですよ。現状を回復することを義務とするという言い方をしない限り、ともについていう言葉が義務にイコールにはならないですよ。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 「するとともに」というのは、それは次の段に文章がつながっていくためにそういう言葉になっておりまして、努めるという表現がありますが、単純に言えば、「努める」という言葉をなくして、それぞれ「する」というような言葉に変更するというところでございます。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） ですから、こちらの素案に第14条には、適正に処分しなければならない、というふうに書いてる、これがこのまま生きるということですよ。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 御質問のとおり、適正に処分しなければならないはしなければならないのままでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） まあ、日本語の解釈ですけど、私は義務という言葉が入ったほうがすっきりするんですが。しなければならないイコール義務だというふうに理解していいというふうに確認をしておきます。

それから、もう1つあります。

その下の28番の意見ですけど、意見5のとおり、第2項を削除して第4条第2項に記載すべきである。これは、いわゆる損害賠償責任のことをパブコメでは言ってらっしゃるわけで、要するに何か起きたときは、そこの被害を受けた人には必ず損害賠償を行うのだということについて、この条例でうたうべきではないかという御意見だったと思うのですが、ここではちょっといろいろ、民事上が云々という言い方をしてるのでわかりにくいんですけども、義務を課すこととしますと書いてあります。これは具体的にはどういうふうになるのでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 第15条の件でございます。

こちらにつきましては、努めるという言葉が3つ、第1項、第2項の中に出てまいります。事業者は発電事業により第三者へ被害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、自治体及び当該第三者へ速やかにその旨を連絡するように努める。「ように努める」、ここで1カ所出てきます。それから、それに続きまして、被害防止または被害の拡大防止のための措置を講じるように努めなければならない。ここで「努める」がまた1個出てきます。それから、第2項に、ちょっと文章が長くなりますので、最後のところへ「努めなければならない」、出てきます。

○委員長（原田素代君） はい、あります。

○環境課長（大窄暢毅君） この3つに対しまして、努めるという言葉がなくしまして、それぞれ「する」、「講じなければならない」、「行わなければならない」というような文言に変更させていただくということでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君）　じゃあ、この提案の第4条2項に移すべきだという指摘については、いやまあ、このまま第15条の2でやりますということなんですか。

○環境課長（大窄暢毅君）　副委員長。

○副委員長（福木京子君）　大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君）　はい、現段階では第15条の第2項に明記をするということで考えております。

　　以上です。

○委員長（原田素代君）　はい。

○副委員長（福木京子君）　原田委員。

○委員長（原田素代君）　最後になりますけれど、ページ6ですが、地元とこの業者さんが契約書をかわしていたわけです。この契約書というのは、市は一切タッチしませんって書いてあるんですよ、このお答えのほうで。地元と事業者が提携する契約は当事者間のことであり、市が関与できるものではありません。ただし、相談は受けますというふうなお答えなんですけど、これはすごい違和感があります。もっと言うと、その下にもありますけど、法人格がなくても、個人の区長がそのときの気分で判こを押せばそれが契約書だと。それで、20年間生きるのだと。ちょっとこれ、普通の理解では。だから、その区長さんがそのときそう思って判こをついただけで、その後、5年たち、10年たち、別の区長さんがとんでもない契約書だと、こんな契約書困るって言っても、契約書をやり直すことはできないわけですよ。契約書ですから。こういった重みがあることを市は関与できないとおっしゃられた。まあ、相談には乗ってあげるけどって書いてありますけど、私、これは非常に乱暴じゃないかなと。ここでは、答弁になっているので、条例上、どういうふうにかかれるのかわかりませんが、恐らくこの答弁を読むと書かないだろうと思うんですよ、この契約書に関しては。でも、実質的には契約書を結ぶようになると思うんです。っていうのが、さっきの裁判資料に戻ると、この業者さんは市から3つやるように求められたことがあった。1つはこの契約書をかわしてくれっていうのも、その中に市から求められたと書いてあるんです、裁判資料には。市が求めている以上、この契約書は当然、いつかの区長さんの思いで判こを押されるようなことのないように、認可地縁団体という手続を踏んで、正式な契約書にすべきではないかと。市が別にしなくていい、一切関知しないよならわかるけど、市がしてくれと言われてると、業者が答えてらっしゃいますから、それであれば、ちゃんと責任をとって、市も契約書についてはそれなりに住民の保護を、住民を守るための契約書になるようなサポートがあってしかるべきではないですか。それについて条例に書いていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副委員長（福木京子君）　どなたが答弁されますか。

○環境課長（大窄暢毅君）　副委員長。

○副委員長（福木京子君）　大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 番号で言いますと35番の件でございます。

こちらにつきましては、恐らく想定されているのが、市の管理財産を地元地域に貸し付け等する際の御意見と考えております。そこに書いてありますとおり、先ほど委員長もおっしゃられましたとおり、現在は市としてはこういう考え方でございます。その財産の貸し付けに関しましては、直接この太陽光発電設備に限ってそういうことを明記するのか、それか財産の管理ということに関しまして、法定外公共物であれば所管も違います。行政財産であれば所管も違います。ですので、御意見ということでお伺いをさせていただくということでございます。市としては、考え方はこちらに明記してあるとおりのことでございます。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 確認ですけど、じゃあ市としては、もう契約書については一切条例には触れませんということですね。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 太陽光の条例に関しては、今現在ではこういう考えでございます。御意見いただきましたので、再度検討はさせていただきたいとは思いますが。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） 済いません、長くなりますけど、これで終わります。

8ページのところの左側、素案に反対なわけではありませんというところから始まる場所ですけど、抑制区域のため池の問題を非常にシビアに指摘されています、この方は。この方、恐らく専門家の方がこういう提案をしていると思うんですけども、地震や水害によって、ため池というのは非常に不安定要素が伴うと。それから、今、国も甚大な災害が起こったことによるため池のリスクも非常に心配して、予算をつけて防災上の工事やら何やら動き出しました。このため池については、例えばここでは20年から30年以内に震度5強という地震が予測されているし、そもそもため池自身の耐用年数っていうか、修繕をどのぐらいの時期にしたのか、今後どのぐらいの時期に必要かっていう計画を立てたり、非常に、そういう意味では平地でないリスクはあるわけです。ここで提案されているのは、そういう意味で準抑制区域っていう言葉をお使いになってますけど、抑制区域は市としても基本的には設置しないよう協力を求めるという言い方をさせていただいてますが、ここでは、ため池の場合は非常にリスクが高いので、それで単にソーラーが壊れるじゃなくて、それによってため池の下の地域の方たちに直接の影響が及ぶリスクも高いわけで、そういう正確な診断っていうものがないと、これは抑制区域に入れるべきではないかという御意見だと思います。ですから、ここでも太陽光施設の設置にはより詳細で綿密分析を必要とするので、準抑制区域としても、ため池付近の規定を設けたほうがい

いのではないかという御提案を、私は、昨年の岡山でもあれだけの大水害が起き、地震も近々来ると、そういう状況の中で、私たちが気を引き締めて災害に向かおうとするときに、こういう貴重な御指摘は条例に活かしていただきたいなと思います。ここで準抑制区域という提案もありまして、大変前向きな提案だなと思います。全てをだめだとは言わない。けども、このため池は過去にこういうことがあった、こういう地形である、こういう指摘がある、そういうことを加味して、でも大丈夫ならいいけどという、そういう意味では準抑制地域。そういう指摘は大変ありがたいと思うんですけど、これについても再考願えないでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） ため池の防災上の安全性の確保というような御意見でございます。ため池につきましては、法定外公共物ということで、当然、市が所管しているものでございます。ため池自体の防災上の施設保全、そういうことから、まずもって考えないといけないことであります。太陽光の発電施設の設置に関しましては、当然、条例の目的にも災害の防止というのは明確にうたっております。そういう観点から、現在のところでは規則、それから提出資料、その辺を安全性を確認しながら運用してまいりたいと今のところは考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） そういうふうに考えていただきたいんですけど、この提案は検討の余地があるんですかないんですかということだけお答えください。

○環境課長（大窄暢毅君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 準抑制区域というものの位置づけ等々もございますので、それに関しては、現在のところは考慮する予定はございません。

ただ、ため池のそういった防災上の確認、そういう方法につきましては、詳細をちょっと、協議もしておりますが、それに加えて再度確認をしたいと思います。

以上です。

○副委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

では、かわります。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 時間も大分、私が長いことしゃべってしまいましたが、1つ課題の保田委員のほうから10キロワットを基準にしてすることを委員会として総意にしたいという申し出がありました。とりあえず、ここでお一人お一人から御意見を聞いて、委員会として総意

にするのかしないのかを決めたいと思いますが、どうしましょう。拙速ですか。次にしましょうか。次は間に合うのかな。次は規則が出るんですね。議案として出るのかな。

○副委員長（福木京子君） 3月でしょ。

○環境課長（大窄暢毅君） 提出予定議案として出させていただきます。

○副委員長（福木京子君） ということは、きょうしとかないと。

○委員長（原田素代君） じゃあ、附帯決議にする。

○委員（岡崎達義君） 本会議で正式に出てくるから……。

○委員長（原田素代君） そしたら、ここで次にみんなで決めて、必要だと思う意見が多かったら出すということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 次へ、じゃあ。皆さんも御近隣の方の意見をよく聞いておいてください、それがいいのか悪いのか。

それでは、次へ進ませていただこうと思います。

あと残るのは、5ページの環境センターの入札が済んだという報告がありました。

これについては何か御質問がありませんか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） ここへ提案業者が2業者ということが出てるんですが、もう1つの業者の名前がわかれば教えていただきたいんですが、それはできますか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 申しわけございません。そちらにつきましては、公表のほうをさせていただきますいておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） ちょっと待って。公表しなかったことないよ、過去に。どうですか、皆さん。入札業者は全部、業者名出してましたよ。何か特別な事情がありますか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 公募型プロポーザルに関しましては、公表、全部出していたという事実はないかと考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 複合型の業務委託のときは全部出ましたね。それと……。

評価点も出たんです。その前のクリーンセンター建設のときの……。

何かどこかでも業者名出てますよ。何か明らかにしないっていうのがちょっと違和感があ

りますけど、業者名は。どうなんですか。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今回のこのプロポーザルに関しては、次のページに公告を載せておりますけども、こういうことで業者名については載せておりませんので、公表しないということではいっとりますので、そういうことでいかせてもらえればと思います。

○委員長（原田素代君） ちょっと問題です。今までずっと出してきましたし、それで出さない理由を言っていたかないと、ちょっと委員会としても、かえって何かあるんですかというふうになりますよ。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 載せたものもあったかもしれませんが……。

○市長（友實武則君） ちょっと待って。

○委員長（原田素代君） あったんですよ、市長。

いや、過去もあったんですよ。それはもうみんな記憶がありますから。

副市長。

○副市長（倉迫 明君） 確認できてません。

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 過去には、自分の記憶で言うたら、何者がこうで、評価点がこうとこう、これに決まりましたという、極端に言うたら、審査委員会の委員の名前まできちっと説明されたと思うんですよ。こういう形でこの審査をしましたという。やっぱりそこをきちっとせんと、我々も説明のしようがないというんか。それはやるべきじゃないんですか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 以前からこのお問い合わせはございまして、いろいろとお調べしております。以前ごらんになったとおっしゃるのは、前回の複合型介護福祉施設、こちらにつきましては選定結果のほうを公表させていただいておりますので、業者名もということで、全て公表という形にさせていただいております。しかしながら、他のプロポーザルのものにつきましては、いろいろと総務課等でも確認をいたしました、一応、公表のほう非開示ということでさせていただいていると確認をさせていただいております。

それから、審査員につきましては、公告の時点で全て審査員の名前は出しておりますので、そこは御確認いただけると。今回のプロポーザルに関しましても、審査員は公告しておりますので、ごらんいただけることはできると思います。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 宿題にしたいと思います。過去のプロポーザルと、それからどこのプロポーザルが言って、どこのプロポーザルが言ってないのかっていうのを出示してください、次回までに。入札の業者の名前が出せないっていうのは、これは非常にダーティーですよ。そうでなくても、プロポーザルという方法が庁舎内の職員の皆さんだけで審査してます。いろいろ聞いたら、要するに条例がないからだっていうことなんです。入札の条例をつくって外部有識者による審査にしないと、プロポーザルが一番危険な入札方法だと聞いております。市の意向がすごく反映します。だって、外部の人がいないんだから。だから、プロポーザルをするなら、条例をつくって、ちゃんと外部有識者の手に委ねて、そして全ての結果が報告されないと、密室の会議になってるんですよ、今の状況だと、プロポーザルは。市の副市長以下、お歴々の部長や課長がああだこうだ言って、こういう数字で出しましたって言ったって、それが客観的に見て公平なのかどうかっていうのはわからないわけですよ、名前が出たって。だから、今まさにこういった問題を抱えてる赤磐市だし、市長は改善をしなきゃいけないお立場なんだから、最低入札に対する見直しとしては条例が要る。プロポーザルは公開することがプロポーザルの本当の意味だと思うんです。お金だけの入札だったら、これは誰も操作もできませんけど、プロポーザルっていうのは意思が働きやすいんです。それが市の職員だけでやったら、応募してきた業者名さえ隠すなんていうことあり得ないですよ。もう完全に自分たちのお手盛りでやりましたということになっちゃうんですよ、そういうやり方を私たちに示すっていうことは。もうちょっと、今回の問題でどうですか、改善しようと思っただけですか。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 今、プロポーザルの内部の職員だけでやっとなではないかという話が……。

○委員長（原田素代君） いや、やってるんですよ。

○副市長（倉迫 明君） それは、弁護士にも入ってもらっとるし……。

○委員長（原田素代君） 職員でしょ。

○副市長（倉迫 明君） それから、県や市からの派遣職員ということで、それは……。

○委員長（原田素代君） 職員なんですよ。

○副市長（倉迫 明君） 外部と同様な効果を及ぼしております。それから、オブザーバーとしても、警察職員の方にも入っていただいたり、専門家の人にも入っていただいたりということやっております。それは、市の職員だけでやっとなということではありませんので、その点は申し上げたいと思います。

○委員長（原田素代君） 誰からお給料もらってるのかって話をしてるだけです、私は。外部から入ってきた人とか弁護士だとか警察だとか、全部赤磐市の職員ですから。そんなことを外部の人間だなんて言える神経が私にはわからないんですけど。ちょっと宿題にさせてくださ

い。もう議論の余地がないので、これ以上。プロポーザルは言わないのだという御説明を、本当にそうなのかっていうことを、過去の事例を全部出してください、次までに。なぜ出さないのかという理由も添えて。一度は出してるという、これもなぜこれは出したのか。いろいろあります。次までにこれはしてください。

時間が迫ったので、どうでしょう、皆さん、そんなところでいいでしょうか、この件は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田素代君） そしたら、じゃあ次へお願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい。

○保健福祉部長（直原 平君） 保健福祉部からは、健康増進課の事業の進捗状況につきまして、2件、報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） それでは、保健福祉部の資料のほうをお願いいたします。健康増進課から、資料1ページをごらんください。

まず、あかいわハートフル太陽についてです。

(1) 竣工式ですが、あかいわハートフル太陽は、おかげをもちまして今月末に完成の運びとなります。つきましては、2月18日月曜日、10時から竣工式をとり行います。委員の皆様には御多忙のことと存じますが、御出席をいただきますようお願いいたします。また、出欠の御連絡を2月1日までにいただきたいと思っておりますので、重ねてお願いいたします。

次に、(2) 職員の配置について御説明いたします。

12月の委員会で職員の配置について御質問をいただいております。資料のとおり、事業所より報告がありました。小規模多機能居宅型介護は、介護保険法に示された基準に従い配置しております。管理者、介護支援専門員、介護職員、看護職員、宿直を基準に従い配置しております。表の下に米印2つがありますが、1つ目で、宿泊がない場合は夜勤職員を置かないことができる。2つ目、宿直は連絡を受け、訪問できる体制が整備されていれば、事務所内で宿直をする必要はないということです。

次に、サービス付き高齢者向け住宅ですが、これは住宅ですので、特に定められておりませんが、管理者、介護支援専門員、事務員を配置します。夜間は宿直を配置し、緊急時には対応します。

次に、共同生活援助ですが、これは障害者総合支援法の設置基準に基づき配置しております。管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員を基準に各1名配置しております。生活支援員は区分によると書いてありますが、これは障害者支援区分のことで、入居者の状況に対して定められています。実際の入居者の状況に合わせ対応していきます。

次のページになります。

居宅介護支援事業所ですが、これは介護保険法に従い、管理者と介護支援専門員が必要で、配置しております。また、厨房には4人配置します。

資料1ページの(2)の職員配置についてのところに別紙参照としておりますのは、資料3ページ、4ページに各事業の配置がわかる平面図を添付しております。ごらんください。3ページは1階部分です。黄色の部分が小規模多機能型居宅介護の部分です。宿泊室は9部屋あります。真ん中の部分で上の部分が居宅介護支援事業所です。その左側手がOSKが事業を行う多目的スペース、また市が管理する地域交流スペースがあります。

次に4ページの資料ですが、2階の平面図を載せております。サービス付き高齢者住宅が20部屋と共同生活援助5部屋があります。この平面図は、竣工式にはもっとわかりやすいものを準備する予定ですので、今回は御了承ください。

続きまして、資料の2ページになりますが、2でいれどりクリニックの診療についてですが、このクリニックは、松木481-1に平成30年6月1日に開設をされました。診療時間は、月曜日から金曜日が18時から21時、日曜日が15時から21時で、土曜日が休診です。このクリニックの開設により、熊山診療所が平成29年1月16日付で岡山県保健医療計画のへき地の医療にかかわる医療機関として国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付を受けておりましたが、へき地診療所の条件に該当しなくなります。したがって、3月の補正におきまして、国民健康保険特別会計熊山診療所勘定の歳入として計上しておりました事業勘定の繰入金を減額補正させていただくことになるかと思えます。

以上、説明を終わります。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

何か御質問は。ありましたらお願いします。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） このいれどりクリニックの診療の時間なんですけれども、月曜から金曜、18時から21時、日曜日が15時から21時になってますが、これは何か理由があつてこういうふうになってるんですか。お聞きしてる範囲で結構ですので、お答え願います。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この担当する先生が、今医師会病院に御勤務をされております。その診療が終わってから、この時間にといいことでお聞きしております。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかにありませんか。

じゃあ、私言つていいか。

○副委員長（福木京子君） 委員長、交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 1ページのハートフル太陽の職員が、ここで19.5人ですか、総勢。これ、厨房の4人入れないんですよね、19.5人は。どうでしたっけ。

○健康増進課長（石原万輝子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 全て足しましたら23.5人です。

○委員長（原田素代君） 4人を入れて。

○健康増進課長（石原万輝子君） 4人も入れてです。

○委員長（原田素代君） 23.5人。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） ちょっとお尋ねしますが、要するにどこかの施設と兼務してる職員がこの中にいらっしゃるのかどうかっていうのを確認したいんですが。

○健康増進課長（石原万輝子君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 厨房の4人のうち、・・・・・・・・・・というふうにお聞きしております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） ・・・・・・・・・・だと理解していいんですか。

○副委員長（福木京子君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） ・・・・・・・・・・。

○委員長（原田素代君） わかりました。

○副委員長（福木京子君） ちょっといいですか。

委員長、交代します。

○委員長（原田素代君） はい、わかりました。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 福木委員、どうぞ。

○副委員長（福木京子君） 今、厨房の4人で、・・・・・・・・・・ということは、どういうふうになりますか。どういうふうな状況になるんですか、現実には。

○委員長（原田素代君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） すごく具体的にはお聞きしておりませんが、・・・・・・・・・・とお聞きしております。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） そしたら、そこはよく聞いていただきたいし、4名という人数があるわけですから、・・・・・・・・・・・・・・・・

・。その辺がきちっとできるのかどうか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 厨房の4人につきましては、株式会社エルダー、こちらのほうが担当しております、お聞きしますと、・・・・・・・・

・・・・・・・・

・・・・・・・・でお聞きしております。

○委員長（原田素代君） 厨房っていうのかな。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 濟いません。先ほど課長が他施設ということで言いましたけれども、私が聞いておりますのは、・・・・・・・・

・・・・・・・・。申しわけございません。

○委員長（原田素代君） じゃあ、・・・・ってことか。

○保健福祉部長（直原 平君） いや、・・・・・・・・。

○委員長（原田素代君） 全然意味違いますよ。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） ちょっと複雑ですね。

○委員長（原田素代君） きょうはわかんないから、次に。

○副委員長（福木京子君） いいですか、わかんないから。そこはいいけど、よくわかりにく
いから、次によくわかるように説明ください。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 申しわけございません。課長のほうが確認しております、・・・・・・・・。申しわけございません。

○委員長（原田素代君） おいおいおいおいおい。

○保健福祉部長（直原 平君） 濟いません。

○委員長（原田素代君） ちょっと、それ確定にしますか。それとも次までにもう1回確認しますか。

○保健福祉部長（直原 平君） ちょっときょうのところはそういうちぐはぐなことになって申しわけないんですけども、次で御報告を必ずさせていただきたいと思います。

○委員長（原田素代君） もう一度お願いします。宿題多いですよ、忘れないようにしてくだ

さいね。

暫時休憩とします。

午後0時4分 休憩

午後0時5分 再開

○委員長（原田素代君） 休憩前に引き続きます。

石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 厨房の4人については、もう少し詳細をお伝えしますので、前言を取り消しさせていただきます。

○委員長（原田素代君） 取り消しをしてから次回にもう一度答弁するという形にし直すということにさせていただきます。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 一応、保健福祉部のほうからは2つ報告がありました。時間が迫っておりますが、皆さんのほうからはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 執行部。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 1点、御報告をさせていただきます。

先月の委員会のほうで御報告させていただきました障害者計画に基づく障害者支援事業者の選定プロポーザルの件につきまして、その後、順調に事業のほう進んでおります。実は、本日の午後、予定どおり、法人によりますプレゼンテーションを受ける運びとなっております。直ちに選定委員会を開始しまして、事務処理の後、来週には選定事業者の選定を公表する段取りになろうかと思えます。当委員会には2月8日まで御報告する機会がないのですが、公表のほうさせていただきたいと考えております。結果につきましては、2月8日に当委員会のほうで御報告させていただきますので、御了承のほうをよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 何か御質問はないですか。

聞きます。

○副委員長（福木京子君） 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○副委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員長（原田素代君） そのプロポーザルの結果は同じように出さないんですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） きょう、市民生活部の最終ページに環境センターのプロポーザルの公表があります。この例による予定でございます。

○委員長（原田素代君） これと一緒にするってことか。

出さんということね。

わかりました。もうちょっと直截に言ってください。わかりました。

○副委員長（福木京子君） そしたら、委員長交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） かわりました。

そしたら、執行部、あとはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 非常に短く済むことですが、まず1つ目、火葬場の問題。皆さんもごらんになったと思うんですけど、つい1週間ほど前に東山斎場が改修が終了して、8,000円値上がりしてます、市外の方は。それで、4万5,000円になってます。3年前ですか、市議会の総意で火葬場の市民の負担金を差額分は補助を出すように求めています、これについて一向に検討していただけていません。今回、8,000円も値上がりしたことをきっかけに、市内の人たちが負担金が平等になるような補助金の予算枠をとっていただきたいということについて、委員会として求めたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。御意見をお願いします。

○委員（岡崎達義君） いいんじゃない。

○委員長（原田素代君） いいですよ。当然ですよ。さらに何年も放置されているっていうのは、大変私としては気が悪いのですが、ぜひ真剣に、市民の意向だということとしていただきたいんですが、どうでしょうか。この件については、一応委員会の意向として、今、執行部のほうにお伝えしましたが。次にお答えいただけますか。御検討いただいて。次回までに御検討した結果を報告いただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの御意見につきましては、以前よりいろいろとこちらのほうも調べさせていただいたりしている案件ではございます。次回までに1度、まあ本会議場でもいろいろと申し上げておりますが、1度また検討状況なりを御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 次回にお願いします。

それから、もう1点、これは皆さんへの報告ということもあるんですが、以前、昨年度の分

の議会報告会で保育士の問題を、深刻な状況なので対応策を考えたほうがいいだろうということで、委員会でいろいろ調査や検討をしようということで、一定の結論を出したつもりでいましたが、その後、非常に深刻な事態が、告発という形で私のほうに声がありました、保育士さんから。赤磐市の保育園の問題です。どなたかということは一切伏せますが、障害児がいるんだけど、障害児に対する増員がなかったり、残業手当も、もうその場の雰囲気ですんたくして、書かない人が出るとみんな右へ倣えで書かないとか。残業手当を真面目に出すと、今度市から残業が多過ぎるという指導が入るとか、休憩がとれない、それから持ちかえる仕事が多い。部長もお答えになってましたけど、既にもう複数人がやめるということで、申し出があると。大変深刻な事態だということが改めてわかりました。このことは、まだこの間お伝えしたばかりですので、執行部のほうも十分に受けとめていただいて、私としては今の業務内容見直すというところが一番だろうと思うんです。皆さん、見てわかるように、保育園行くといろいろ小物やなんかをお土産いただいたり、飾りつけがいっぱいありますけど、あれ全部保育士がしてるんですよ。今、森のようちえんとかお山の教室とか、非常に注目を浴びているのは、子供と向き合うだけの保育なんですよ。だから、飾りつけだとか、来賓へのお土産だとか、そんなこと一切、保育士はしないんです。子供と向き合う。それで、子供の成長を見守る、促す。障害児に対してはちゃんとケアをして、専門職がその子に合わせた生育プロセスに寄り添う。そこが何かどうも、いろいろそういう方の声を聞いてるとないんです。専ら来賓のためにお茶やケーキや小物や、それを保育士が追い回されているという状況だということは、私は3時間ほどお聞きして感じました。ですから、今の保育の方針そのものを見直して、業務を見直していただきたいなと思っておりますが、それについてはまだ、現場のほうと調整をこれからしていただくというふうに思っています。大変深刻です。もし、大森さんなんかもこの間おっしゃっていたけど、委員の皆さんからもそういう、要するに名前は出せないけどっていうことで、率直な意見があったらもっと出してください。私は、今回やめる複数の人たちを、せめて変えるからもうちょっと待ってっていうとこまで話がしたいと思っておりますが、まあそこまでは進むとは思いませんけども。募集すればいいんですっておっしゃる人もいましたけど、絶対来ません、そんなことしてたら。みんな逃げるようにやめていく地域の保育士に、これだけみんな厚遇されて、来てくれ来てくれ言われて、保育士がそんなとこに来ませんよ。赤磐市なら働きがいがあるって思わせるような保育園に変える必要があるというふうに思いました。ということで報告です。一応、きょうはそこまで報告をして、次回に宿題を含めて残しましたけれども、持っていこうと思っております。

その他、どうでしょうか、皆さんのほうから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 1つ、これはテーマではないですけど、桜が丘と多賀の環境センターの解体事業の入札については、次のときにまた報告があるんですよ。ということで、それ

はまた次回へ持ち越しです。

それでは、ちょっと後で1つだけ、委員だけで確認することがありますが、委員会はこれで閉会させていただきます。

閉会に当たりまして、倉迫副市長、御挨拶をお願いします。

○副市長（倉迫 明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 副市長。

○副市長（倉迫 明君） 委員の皆様方にはお忙しい中をありがとうございました。事業の進捗状況等につきまして、いろいろと御意見をお伺いいたしました。今後、この御意見、参考とさせて取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。きょうは本当にありがとうございました。

○委員長（原田素代君） どうぞよろしくをお願いします。

じゃあ、お疲れさまでした。

午後0時14分 閉会